新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年９月１６日

新潟市水道事業管理者

水道局長　長井　亮一

新潟市水道局管理規程第６号

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程

新潟市水道事業会計規程（昭和５２年新潟市水道局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第１１号を次のように改める。

（１１）　削除

第２６条第２項中「口座振替依頼書により」を削り、同条第３項中「口座振替停止通知書により」を削る。

第２７条中「地方公営企業法施行令」の次に「（昭和２７年政令第４０３号。以下「施行令」という。）」を加え、「２号」を「第２号」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　水道事業の収入を納付できる小切手の支払地の区域は、全国の区域とする。

第３１条の次に次の２条を加える。

（出納取扱金融機関による支払事務）

第３１条の２　出納取扱金融機関は、企業出納員の発行する支払通知書、振替依頼書又は隔地払依頼書に基づかなければ支出を行うことができない。

（現金払手続等）

第３１条の３　企業出納員は、債権者からの申出により現金で支払をするときは、出納取扱金融機関へ必要事項を記載した支払通知書により通知しなければならない。

２　出納取扱金融機関は、前項の通知を受けたときは、指定日に管理者の預金口座から債権者に対して支払手続を行うものとする。

第３２条から第３６条までを次のように改める。

第３２条から第３６条まで　削除

第３７条中「地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第４５条第１項中「口座振替依頼書」を「振替依頼書」に改め、同条第３項中「口座振替済通知書」を「振替済通知書」に改める。

第４７条第１項中「又は小切手の振出」を削り、同条第２項中「口座振替済通知書」を「振替済通知書」に改める。

別表第１総務部の部経理課の項中「小切手を振り出す」を「通知等の発行及び手続を行う」に、「取扱金融機関」を「同一の取扱金融機関」に改める。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。